羽島市家庭用
指定ごみ袋・粗大ごみ処理券
取扱店登録申請の手引き

令和５年７月

羽島市生活環境部環境事業課

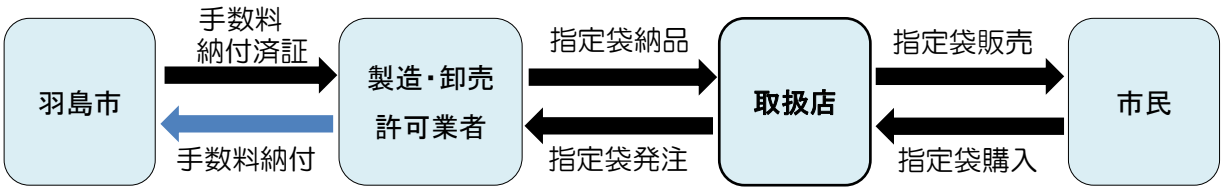
１．家庭系ごみ有料化について

羽島市では、令和３年１０月から家庭系ごみの有料化を実施しています。家庭系ごみ有料化は、ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部をごみ処理手数料として負担していただくものです。

ごみの排出量に応じて費用を負担していただきますので、ごみの減量・分別の意識がこれまで以上に働き、ごみの排出抑制、排出者責任の明確化、ごみ処理費用の負担の公平化等が図られるものと考えています。

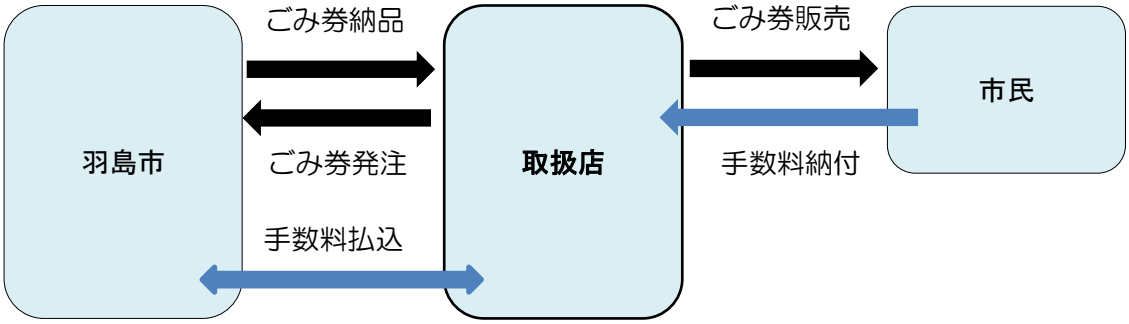
指定ごみ袋・粗大ごみ処理券販売事務にあたりましては、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いします。

【指定ごみ袋販売の流れ】



※可燃ごみ袋・不燃ごみ袋の価格には、手数料が含まれています。（手数料+ごみ袋の価格）
カン・ビン・ペットボトルの袋の価格には、手数料が含まれていません。（ごみ袋の価格のみ）

【粗大ごみ処理券販売の流れ】



上記のように指定ごみ袋販売と粗大ごみ処理券販売とでは、流通に違いがあります。

指定ごみ袋販売については、ごみ袋製造許可業者・卸売許可業者からごみ処理手数料を含むごみ袋（可燃ごみ・不燃ごみ）、ごみ処理手数料を含まないごみ袋（カン・ビン・ペットボトル）を仕入れ販売することとなります。

粗大ごみ処理券販売については、羽島市から粗大ごみ処理券の交付業務を市に代行して行っていただき、粗大ごみ処理手数料を市に納付していただきます。

２．指定ごみ袋・粗大ごみ処理券販売事務について

１．指定袋販売事務

⑴　指定ごみ袋の販売

※指定ごみ袋には、ごみ処理手数料が含まれています。（カン・ビン・ペットボトルを除く。）

⑵　指定ごみ袋の適正な保管及び管理

【販売する指定ごみ袋の種類】

種別	ごみ処理手数料	販売単位
可燃ごみ　大	36 円/枚	10 枚
可燃ごみ　中	24 円/枚	10 枚
可燃ごみ　小	12 円/枚	10 枚
不燃ごみ　大	180 円/枚	５枚
不燃ごみ　小	80 円/枚	５枚
カン	－	指定なし
ビン	－	指定なし
ペットボトル	－	指定なし

２．粗大ごみ処理券販売（交付）事務

⑴　粗大ごみ処理券の販売（交付）及び金銭の収受（収納事務）

⑵　粗大ごみ処理券の適正な保管及び管理

⑶　報告書等の作成及び提出

【販売（交付）する粗大ごみ処理券】

種別	販売（交付）単位	販売（交付）金額
粗大ごみ処理券	１枚	２００円
	１枚	８００円

３．取扱店になるための手続き

１．取扱店としての要件

⑴　共通事項

羽島市及び羽島市に隣接する市町に店員等が常駐する店舗を有し、継続して指定ごみ袋等の販売が可能であること。

⑵　指定ごみ袋取扱店

①　８種類の指定ごみ袋全てを取扱うこと。
②　指定ごみ袋の適正な保管及び管理ができること。
③　市税を滞納していないこと。
④　羽島市が実施する家庭系ごみ有料化の趣旨を理解し、協力すること。

⑶　粗大ごみ処理券取扱店

①　粗大ごみ処理券の販売（交付）及び金銭の収受（収納事務）が適正に行うことができること。
②　粗大ごみ処理券の適正な保管及び管理ができること。
③　市税を滞納していないこと。
④　羽島市が実施する家庭系ごみ有料化の趣旨を理解し、協力すること。

２．提出書類及び申請方法

⑴　提出書類

①　羽島市指定袋等取扱店登録申請書（第１号様式）
②　市税の完納証明書（納税証明書）（税務課諸税係で発行。有料）
※市外の店舗については、所管の市町の市税（町税）の完納証明書（納税証明書）
③　収納事務委託契約書（後日、提出をお願いします。）

⑵　申請方法

申請は、提出書類をそろえて、市役所　本庁舎２階　環境事業課に持参するか、郵送してください。

登録期間は、１年度となりますので、毎年度申請が必要となります。

⑶　申請受付期間

申請受付期間は、毎年２月２０日から３月１０日までとなります。

申　請 ⇨ 審　査 ⇨ 決定通知 ＋ 委託契約締結

３．登録の決定と取扱店証票

市は、指定袋等取扱店として登録を決定した場合、羽島市指定袋等取扱店登録決定通知書（第２号様式）と併せて、取扱店証票として「羽島市指定袋等取扱店証」を交付します。

※指定袋等取扱店証は、店頭や店舗入り口等見やすい箇所に掲示し、広く市民への周知を図ってください。

4．指定ごみ袋等の販売

1．仕入れについて

⑴　指定ごみ袋

必ず製造・卸売許可事業者から仕入れてください。

（別紙「指定ごみ袋製造・卸売許可事業者一覧」で確認）

⑵　粗大ごみ処理券

市役所　２階　環境事業課に注文してください。

【粗大ごみ処理券注文の流れ】

①取扱店　▶　羽島市　　粗大ごみ処理券発注書の提出

②羽島市　▶　取扱店　　粗大ごみ処理券の交付

③取扱店　▶　羽島市　　粗大ごみ処理券納品受領書（第４号様式）の提出

2．販売について

①　指定ごみ袋の販売価格は、自由価格（市場価格）となります。

②　粗大ごみ処理券の販売（交付）価格は、200 円/枚、800 円/枚です。

3．　販売の留意事項

①　指定ごみ袋は、市民が求める指定ごみ袋の購入ができるように、全種類を販売していただきます。販売に当たっては、欠品のないようにお願いします。

②　指定ごみ袋（可燃ごみ・不燃ごみに限る。）は、条例で定められた手数料が含まれています。そのため、景品としての無料配布や、手数料以上の割引販売はできません。また、指定ごみ袋のばら売りはできません。

③　粗大ごみ処理券は、消費税が含まれていますので、消費税を別途収納することはできません。

種　別	消費税
指定ごみ袋	別途徴収が必要
粗大ごみ処理券	200 円/枚、800 円/枚に含む

④　指定ごみ袋等を販売した場合は、必ず領収書又はレシートを発行してください。その場合、「市可燃ごみ袋」「市粗大ごみ処理券」など羽島市の手数料であることが分かるようにしてください。

⑤　粗大ごみ処理券を店頭に陳列せず、レジ、サービスカンター等で取扱う場合は、指定ごみ袋の陳列場所に「粗大ごみ処理券は、レジまたはサービスカウンターで販売」等の表示をしてください。

５．粗大ごみ処理券の販売（交付）に伴う収納事務

⑴　販売（交付）手数料

収納事務委託契約の締結に伴う粗大ごみ処理券の販売（交付）手数料（委託料）は、次のとおりです。

種別	販売単位	処理手数料（販売金額）	販売手数料
粗大ごみ処理シール 200 円券	1 枚	200 円	20 円
粗大ごみ処理シール 800 円券		800 円	

【販売手数料の計算式】

販売手数料　＝　粗大ごみ処理券販売枚数　×　20 円　＋　消費税

⑵　商品管理及び在庫管理

粗大ごみ処理券は、店頭で販売される他の商品と同様に商品管理及び盗難等について、十分に留意して保管してください。

粗大ごみ処理券の紛失・盗難等事故があった場合については、全て指定袋等取扱店の負担となります。

また、必要に応じて販売状況・在庫状況について問い合わせをする場合があります。

⑶　報告書等の作成及び提出

４半期ごとに販売状況を報告していただきます。「羽島市粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書（第５号様式）」を提出してください。報告書の内容を確認し、販売額と販売手数料を計算し、ごみ処理手数料と販売手数料を相殺した納付書を送付しますので、金融機関で納めてください。

【報告時期】

期別	期間	提出期限
１期	４月１日から　６月３０日まで	７月 10 日
２期	７月１日から　９月３０日まで	10 月 10 日
３期	１０月１日から１２月３１日まで	１月 10 日
４期	１月１日から　３月３１日まで	４月 10 日

【手数料納付の流れ】

①取扱店　▶　羽島市　　粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書の提出

②羽島市　▶　取扱店　　ごみ処理手数料の納付書の送付

③取扱店 ▶ 金融機関　　金融機関で支払い

６．申請内容の変更や登録取消

１．申請内容の変更・廃止

取扱店の名称変更や増減、代表者の変更など、申請の内容に変更があるとき、取扱店を廃止したときは、「羽島市指定袋等取扱店に係る変更等の届出書（第９号様式）」を提出してください。

２．取扱店の登録取消

次のようなことが発生・発覚した場合は、取扱店の登録を取り消すとともに収納事務委託契約を解除することがあります。

① 申請内容に虚偽があった場合
② 粗大ごみ処理手数料の納入が滞った場合
③ 指定ごみ袋等の販売において、信用を失う行為があった場合
④ 重要な案件において市への報告を怠った場合　　など

７．申請書等様式

⑴ 羽島市指定袋等取扱店登録申請書（第１号様式）
⑵ 羽島市粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書（第５号様式）
⑶ 羽島市指定袋等取扱店に係る変更等の届出書（第９号様式）
⑷ 羽島市粗大ごみ処理券発注書

８．その他

令和 5 年度中に有料化制度の変更があった場合は、羽島市ごみ処理手数料（指定ごみ袋）・羽島市粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約書の見直しを行う場合があります。

第１号様式（第２条関係）

羽島市指定袋等取扱店登録申請書

年　　月　　日

（宛先）羽島市長

申請者　所在地（住所）
名　称
代表者（氏名）
電話番号

羽島市指定袋等取扱店の登録を受けたいので、羽島市指定袋及び粗大ごみ処理券取扱いに関する要綱第２条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

取扱店舗	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		
□ 上記の店舗のみ　□複数店舗あり（全　　店舗　※別紙）				

事務連絡先（担当者）	名称（氏名）			
	所在地（住所）			
	担当者名			
	電話番号		FAX 番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			

注意事項

収納事務委託の契約者は申請者となります。

添付書類等

⑴　市税の納税証明書
⑵　その他市長が必要と認める書類

別紙

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

No.	店舗名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱品目	□指定袋　□粗大ごみ処理券　□両方		

第５号様式（第５条関係）

羽島市粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書

年　　月　　日

（宛先）羽島市長

所在地（住所）
名　称
代表者氏名（氏名）
（登録番号　　）

粗大ごみ処理券交付枚数及び粗大ごみ処理手数料収納内訳について、下記のとおり報告します。

年度 第　　期分

	粗大ごみ処理券	前期繰越枚数	当期受取枚数	総数	当期交付枚数	手数料収納額	当期残枚数
粗大ごみ処理券及び粗大ごみ処理手数料	２００円	枚	枚	枚	枚	円	枚
	８００円	枚	枚	枚	枚	円	枚
	手数料収納額合計						

※羽島市記入欄

委託料	委託料	円	粗大ごみ処理券交付枚数×２０円
	消費税	円	１円未満切り捨て
	合　計	円	
納付額		円	手数料収納額－委託料（合計）
備考			

第９号様式（第９条関係）

羽島市指定袋等取扱店に係る変更等の届出書

年　　月　　日

（宛先）羽島市長

所在地（住所）
名　称
代表者（氏名）
（登録番号　　）

羽島市指定袋及び粗大ごみ処理券取扱いに関する要綱第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録番号		
届出区分	□廃止　□休止　□変更	
期日（期間）	年　月　日から　年　月　日まで	
理由		
変更内容	変更項目	
	変更前	
	変更後	

羽島市粗大ごみ処理券発注書

年　　月　　日

（宛先）羽島市長

所在地（住所）	
名　　称	
代表者(氏名)	
登録番号	

粗大ごみ処理券を下記のとおり発注します。

記

２００円券	枚
８００円券	枚

※５０枚単位で注文してください。

担当者名		電話番号	

確認者

（別紙）
指定ごみ袋製造・卸売許可事業者一覧

許可番号	区分	事業所名	所在地 連絡先
１	製造	合同会社ａｎｇｕｒｕ	瑞穂市馬場上光町 2-66-1 ０５８－３２７－０８７８
２	製造	株式会社パッケージネット	岐阜市北一色 5-14-24 ０５８－２４９－３７７０
３	卸売	公益社団法人羽島市シルバー人材センター	羽島市福寿町浅平 3-25 ０５８－３９１－１２２７
４	製造	オルディ株式会社 名古屋営業所	名古屋市中区栄 3-1-1 広小路本町ビルディング 5F ０５２－２２９－１３０３
５	卸売	浅野印刷株式会社	羽島市江吉良町江西 1-10 ０５８－３９２－５６１１
６	卸売	太田株式会社	名古屋市北区落合町 41 ０５２－９０２－４７１１
７	卸売	株式会社東海ポリエチ工業所	羽島郡岐南町野中 7-129 ０５８－２４６－１３１３
８	卸売	中部流通株式会社	多治見市大針町 661-1 ０５７２－２０－０８４０
９	卸売	株式会社金森香粧堂	大垣市問屋町 4-2 ０５８４－８９－３３５５
１０	卸売	株式会社あらた　中部支社	名古屋市中区大須 1-21-10 ０５２－２２１－１２１１
１１	卸売	森友通商株式会社	中央区日本橋小網町 15-9 ０３－３６６７－７１１１
１２	卸売	株式会社岡部	郡山市喜久田町卸 3-32 ０２４－９５９－６０３０
１３	卸売	株式会社友和	中野区中央 5-7-1 ０３－３３８３－２１１１
１４	卸売	株式会社ＰＡＬＴＡＣ	大阪市中央区本町橋 2-46 ０６－４７９３－１０５５

（令和５年１１月２７日現在）